

【諮問 第309号】

7川情個第23号  
令和7年10月2日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和6年7月12日付け6川総コ第55号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が文書不存在を理由に行った拒否処分は、妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年12月4日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「①「池上町住環境整備に関する現況基礎調査」を市が委託した理由が分かる文書」（以下「本件処分に係る文書①」という。）「②上記調査を委託したにも関わらず、その後、市が池上町の問題に対し、調査結果を踏まえた対応を行っていない理由が分かる文書」（以下「本件処分に係る文書②」という。）に関する公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、「本件処分に係る文書①」は保存期間を経過したため既に廃棄しており、現在は文書が存在せず、「本件処分に係る文書②」は作成しておらず、文書が存在しないためとして、令和5年12月13日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年1月17日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問第309号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

令和6年1月17日付け審査請求書及び令和6年2月2日付け証拠書類によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

開示請求を拒否された。文書が存在しないと述べているが、そのようなことは無いはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

令和6年2月28日付け弁明書及び令和7年6月16日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件処分に係る文書①について

「池上町住環境整備に関する現況調査」は、平成6年度に市が委託により実施したものである。同調査を市が委託した理由が分かる文書は、簿冊一覧表及び保存文書一覧表により、平成6年度の「委託契約関係書類」の簿冊に綴られた、「池上町住環境整備に関する現況及び住民意向基礎調査委託料」（保存種別2種・保存期間10年）であることを確認した。

また、同文書は、保存期間経過に伴い、平成17年度に廃棄手続が行われたことを廃棄文書目録により確認した。

### (2) 本件処分に係る文書②について

「池上町住環境整備に関する現況調査」の45ページにおいて、「行政に対しては、池上町の住環境整備と防災性の向上などに向けて、地権者と居住者の間に

立ち、両者の話合いと住民主導の町づくりを支援していくことが求められている。」と記載されている。市はこれまで、池上町に係る問題に対しては、地権者と住民との間の主体的な合意形成による解決が必要であることから、それに対する支援を行うという立場をとってきており、このような立場は、「池上町住環境整備に関する現況調査」に記載された行政に求められる役割とも整合するものである。

上記のように、市は池上町の問題に対して、調査結果を踏まえた対応を行ってきたことから、今回、審査請求人が開示を請求した「市が池上町の問題に対し、調査結果を踏まえた対応を行っていない理由が分かる文書」については、作成しておらず存在しない。

(3) 以上のことから、本件処分は妥当であると考ええる。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分に係る文書①について

本件処分に係る文書①について、実施機関は、対象公文書を、平成6年度の「委託業務契約関係書類」の簿冊に綴られた「池上町住環境整備に関する現況及び住民意向基礎調査委託料」（保存種別2種・保存期間10年）と特定した上で、同文書は、平成17年度に廃棄手続が行われたことを廃棄文書目録により確認したため、存在しないとしている。実施機関は、上記文書を対象公文書として特定した理由を、委託料の執行にあたっては、委託実施に関する理由等や仕様について説明する文書が作成され则认为られるため、としている。

「池上町住環境整備に関する現況調査」は、平成7年3月に文書にまとめられていることから、委託した理由が分かる文書は、それ以前に作成されたものと考えられ、委託料の執行にあたっては、委託実施に関する理由等について説明する文書が作成され则认为られることから、本件処分に係る文書①を上記文書と特定した実施機関の判断は、妥当であると考えられる。

平成6年度の「委託業務契約関係書類」の簿冊に綴られた「池上町住環境整備に関する現況及び住民意向基礎調査委託料」は、実施機関の説明によれば、川崎市公文書管理規則第7条の別表の「保存種別2種」に該当し、保存期間は10年となることから、当審査会は、同文書が平成17年度に廃棄処分されていること、したがって、本件請求時において不存在であることを確認した。

### (2) 本件処分に係る文書②について

本件処分に係る文書②について、実施機関は、作成していないとし、その理由として、「池上町住環境整備に関する現況調査」には「行政に対しては、…地権者と居住者の間に立ち、両者の話合いと住民主導の町づくりを支援していくことが求められている。」と記載されているところ、市はこれまで、地権者と住民との間の主体的な合意形成による解決に対する支援を行ってきており、調査結果を踏まえた対応を行ってきたことから、「市が…調査結果を踏まえた対応を行っていない理由が分かる文書」については、作成していないとしている。

そもそも、審査請求人が求めている「市が…調査結果を踏まえた対応を行っていない理由が分かる文書」は、市が、そうした対応を行っていないことを前提としているところ、実施機関の説明によれば、市は、池上町に係る問題の地区は、民有地であり、地権者と住民との間の主体的な合意形成による解決が必要な問題であるとの立場から、側面的な支援を行ってきたとしており、こうした説明からは、対応を行っていない理由が分かる文書というものが作成されたとは考えられず、それ以外にも、対応を行っていない理由が分かる文書というものが存在していたことをうかがわせる事情はない。

したがって、本件処分に係る文書②は作成されていないものと認められる。

### (3) 結論

以上より、本件処分に係る文書①については、廃棄処分により存在しておらず、本件処分に係る文書②については、そもそも作成しておらず存在していないことから、実施機関川崎市長が行った文書不存在を理由とする拒否処分は、妥当である。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

#### 川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

|    |      |
|----|------|
| 委員 | 板垣勝彦 |
| 委員 | 田所美佳 |
| 委員 | 本間春代 |
| 委員 | 吉岡郁美 |